

高槻市生活困窮者支援を実施する NPO 法人等に対する活動支援

補助金募集要項

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等の影響により生活困窮者支援の活動が増加している民間団体に補助金を交付する。

2 補助対象者

次の要件のすべてに該当する者

- (1) 市内に事業所を有する民間団体であること。
- (2) 暮らしごとセンター（自立相談支援機関）と連携している団体である（今後連携する予定を含む）こと。
- (3) 補助事業が、物価高騰等の影響より、生活困窮者の支援ニーズが増加したことに伴うものであると「高槻市生活困窮者支援調整ネットワーク会議『生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム推進部会』（以下「プラットフォーム」）」に認められるものであること。
- (4) 他の制度等により同一事業で補助金または助成金等を受けている事業ではないこと。
- (5) 代表者、役員及び従業員が高槻市暴力団排除条例（平成 25 年 12 月 19 日高槻市条例第 33 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。

3 補助率・補助上限額

補助率：補助対象経費の 10/10 以内

補助上限額：50 万円

4 補助対象経費

プラットフォームにおいて必要と認められる生活困窮者への支援を実施するために要する経費

（経費の例）

- ・ 食料又は日常生活用品と物資支援に必要な物品購入費
- ・ 相談者に物品を届ける送料・運搬経費

- ・ 居場所づくりに必要な借り上げ料
- ・ Wi-Fi等の通信環境整備にかかる経費
- ・ 支援に係る人件費、印刷製本費、光熱水費、雑役務費等 など

5 補助事業の主な要件

- (1) 暮らしごとセンターと連携して(今後連携する予定を含む)生活困窮者の自立を支援している団体であること。
- (2) 今回の物価高騰等により、支援に係る事業量が増加したとプラットフォームによって認められること。
- (3) 補助金等の経理を確実に行うことが可能であること。(団体の規模は不問)
- (4) 事業計画書を作成すること。
- (5) 事業成果を公表することに同意すること。

※ 対象となる経費は、物価高騰等に伴って、支援ニーズが増加したために発生する費用であること。

※ 1団体1申請とすること。

6 事業実施期間

令和4年4月28日(木)～令和5年3月31日(金)

※ 記載している事業実施期間は、最大の期間であり、申請の内容次第ではこれより短い期間となる可能性もある。

7 募集期間

令和4年10月3日(月)～令和4年10月31日(月) ※当日事務局に必着

8 申請方法(※募集期間内に申請してください)

- (1) 申請書の入手から提出までの流れ
 - ① 市ホームページからダウンロードもしくは暮らしごとセンターにおいて配布
 - ② 申請書類等を作成し、添付書類を準備する。
 - ③ 暮らしごとセンターに電話連絡し予約の上、申請書類等を持参し面談を受ける(面談は募集期間内に受けること)
- (2) 提出書類(①～⑦の番号順に並べて御提出をお願いいたします。)
 - ① 申請書
 - ② 補助年度の事業計画書

- ③ 補助年度の収支予算書またはこれに相当する書類
- ④ 支援ニーズが増加していることが確認できる書類（任意書式・利用者が増加していることがわかる書類等）
- ⑤ 補助対象経費の積算が確認できる書類（見積書等）

※ 旅費を計上する場合で旅費規程がある場合、写しを添付してください。

- ⑥ 民間団体の実態が分かる書類（履歴事項全部証明書等）
（法人の場合）

履歴事項全部証明書（原本）

※ 申請日以前3ヶ月以内に取得したもの

- （個人事業主の場合）

身分証明書（顔写真付）等

- ⑦ 直近の決算書（貸借対照表、損益計算書）

- （法人の場合）

貸借対照表、損益計算書

※ 直近の決算年度のもの

- （個人事業主の場合）

確定申告書の写し

- ⑧ 要件確認申立書

- ⑨ その他市長が必要と認める書類

- (3) 提出部数 各1部

〔留意事項〕

- ・ 書類は原則としてA4サイズで統一し、左上1箇所でクリップ留めしてください。
- ・ 御提出いただいた書類は、原則返却いたしませんので、税申告等で原本が必要な書類については必ずコピーを提出してください。

- (4) 申請書入手方法

市ホームページからダウンロードもしくはくらしごとセンターにおいて配布

- (5) 宛先（※ 募集期間内に面談を受けること）

くらしごとセンターに電話連絡し予約の上、申請書類等を持参し面談を実施

9 審査・交付決定

- (1) 審査方法

- ・ 本補助金の審査は書面により行いますので、提出資料の不備や不足がないよう御注意ください。
- ・ 申請書の誓約事項に全てチェックが入っていない申請書は審査ができないため、必ず記入してください。
- ・ 提出書類の不備や不足があった場合は補正や提出をお願いすることがあります。

その場合は速やかに対応ください。

(2) 主な審査項目

- ア 暮らしごとセンター（自立相談支援機関）との連携状況
- イ 生活困窮者への支援内容
- ウ 事業の目的・必要性
- エ 実現可能性・スケジュール
- オ 事業実施による効果
- カ 収支計画等の妥当性

(3) 交付決定（別紙：申請から交付までのフローを参照）

- ・ 全ての申請者に対して、交付又は不交付の決定通知を送付します。
- ・ 事業計画に補助対象外経費が含まれる場合等については、補助金交付申請額から減額し、交付決定する場合があります。
- ・ 交付決定後、事務局より送付する交付要綱等に従って、経費区分や事務処理を行っていただきます。

10 その他

(1) 主な留意事項

- ・ 要件に該当しない事実や虚偽・不正等が判明した場合交付決定を取り消します。
- ・ 市長から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じる必要があります。

【お問合せ先】

高槻市健康福祉部福祉事務所福祉相談支援課暮らしごとセンター

住所：高槻市桃園町2番1号

電話：072-674-7767

受付時間：8：45～17：15（土日祝除く）